



平成29年度 加東市小中学校アナログテレビ廃棄業務委託

金抜設計書

物 品 番 号            加教教第 58 号

---

履 行 場 所            加東市天神132番地            加東市東条庁舎 車庫

---

内            容            加東市小中学校のアナログテレビ廃棄業務

---

兵庫県 加東市



















## 平成 29 年度 加東市小中学校アナログテレビ廃棄業務委託 特記仕様書

- 1 委託名称 平成 29 年度 加東市小中学校アナログテレビ廃棄業務委託
- 2 委託場所 加東市天神 132 番地 加東市旧東条庁舎車庫

### (適用範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、加東市が発注する「平成 29 年度 加東市小中学校アナログテレビ廃棄業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

本業務の履行にあたっては、この特記仕様書に基づき実施するものとする。

### (工期)

第 2 条 本業務の履行期間

契約締結日の翌日から 平成 30 年 3 月 16 日まで

### (業務内容)

第 3 条 本業務の内容は、旧東条庁舎車庫に集積してあるアナログテレビを、特定家庭用機器再商品化法に基づき適正に廃棄する業務である。

廃棄するアナログテレビはすでに学校から運び出されているため、市内小中学校を出入りする必要はない。

- ① 契約後 7 日以内に廃棄工程表を提出すること。
- ② 車庫からの搬出業務は午前 9 時から午後 5 時までの間に行うこと。
- ③ 業務開始及び終了の際には市職員が立会い、開錠施錠と状況確認を行う。
- ④ アナログテレビの運搬先は、一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター(以下「RKC」という。)が定める指定引取場所の中から、以下のとおり定める。

淡路共正陸運(株) 姫路営業所

姫路市白浜町宇佐崎南 2-27

運搬先については積算条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではなく、請負者はRKCが指定する指定引取場所から運搬先を選定し、入札額を決定すること。なお、請負者の選定した引取先が積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上に定めた施設が本業務発注後にRKCからの登録抹消等により受け入れ困難となった場合は、設計変更を行う。

- ⑤ 廃棄業務を実施する際は安全確保に万全を期すること。
- ⑥ 廃棄業務完了後、車庫の状況写真を撮影し、完了届及び管理票(リサイクル券)の写しと共に提出すること。